電気需給約款の変更に関するお知らせ

2025年6月1日付で、電気需給約款を以下の通り変更いたします。 なお、これらの変更に伴い、お客さまに行っていただくお手続きはありません。

対象約款

•電気需給約款

変更内容

- ・「使用量のお知らせ」紙面の発行開始および終了タイミングに関する規定を一部修正します。 ^{注 1} (電気需給約款 16)
- ・「料金および延滞利息の支払順序」に関する規定を一部修正します。 注2 (電気需給約款 21、23)
- 注1) 有料検針票の発行は、原則、「お客さまからの紙面発行申し出を当社が承諾し、変更手続きが完了した日以降に到来する計量日」から反映するものの、一部例外的に、変更手続きが完了した直前の計量日から反映することがある取り扱いに変更します。
- 注2) お客さまにお支払いいただいた料金や延滞利息に過不足があることが判明し、請求中料金や今後発生する料金と相殺して請求する場合、相殺請求時の内訳をもってお知らせすることとし、原則、事前のお知らせを省略する取り扱いに変更します。

以上